○熊本大学文学部附属永青文庫研究センター規則

（趣旨）

第1条　この規則は、熊本大学学則（平成16年4月1日制定）第8条第2項の規定に基づき、熊本大学文学部附属永青文庫研究センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条　センターは、永青文庫史資料の総合的な研究を通じて当該史資料に立脚した拠点的研究を組織するとともに、文化行政機関等との連携によって地域文化振興に貢献し、もって人文社会科学系分野を中心とした研究及び文化振興の発展に寄与する人材の育成に資することを目的とする。

（業務）

第3条　センターは、次に掲げる業務を行う。

(1)　永青文庫史資料の総合的研究に関すること。

(2)　永青文庫史資料による地域文化の研究に関すること。

(3)　永青文庫史資料による文化創造事業の実施に関すること。

(4)　永青文庫史資料の研究に関する文化行政機関等との連携及び支援に関すること。

(5)　その他センターの目的を達成するために必要な事項

（職員）

第4条　センターに、次の職員を置く。

(1)　センター長

(2)　副センター長

(3)　専任教員

(4)　兼務教員

(5)　非常勤研究員

(6)　研究支援者

(7)　その他必要な職員

（センター長）

第5条　センター長の選考は、文学部の専任教授及びセンターの特任教授のうちから、文学部教授会（以下「教授会」という。）の議に基づき、学長が行う。

2　センター長は、センターの業務を掌理する。

3　センター長の任期は、5年とし、再任を妨げない。

4　センター長に欠員が生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

（副センター長）

第6条　副センター長の選考は、センターの専任教員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が行う。

2　副センター長は、センター長の職務を補佐する。

3　前条第3項及び第4項の規定は、副センター長に準用する。この場合において、同項中「センター長」とあるのは「副センター長」と読み替えるものとする。

（兼務教員）

第7条　兼務教員は、本学の教員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が任命する。

2　センター長は、前項の推薦を行うに当たっては、兼務教員として推薦しようとする者の所属する部局長の同意を得るものとする。

3　兼務教員の任期は、5年とし、再任を妨げない。

4　兼務教員に欠員が生じた場合の補欠の兼務教員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

（非常勤研究員）

第8条　非常勤研究員は、本学に所属する者以外で、学識経験者をもって充てる。

2　非常勤研究員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（研究支援者）
第９条　研究支援者は、専門的史資料の取扱いに習熟した者をもって充てる。
2　研究支援者の選考に関し必要な事項は、別に定める。
（委員会の設置）
第10条　センターの管理運営に関する事項を審議するため、熊本大学文学部附属永青文庫研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（委員会の組織）
第11条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1)　センター長
(2)　センターの専任教員
(3)　文学部長
(4)　大学院社会文化科学研究科長
(5)　附属図書館長
(6)　文学部又は大学院社会文化科学研究科の日本史学及び日本文学並びに歴史学を専門とする教員　各１人
(7)　その他委員長が必要と認めた者　若干人
2　前項第６号及び第７号の委員は、文学部長が委嘱する。
3　第１項第６号及び第７号の委員の任期は、５年とし、再任を妨げない。
4　第１項第６号及び第７号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
（委員会の審議事項）
第12条　委員会は、センターに関する次の事項を審議する。
(1)　センターの業務に関すること。
(2)　予算に関すること。
(3)　非常勤研究員及び研究支援者の選考に関すること。
(4)　施設・設備に関すること。
(5)　その他センターの管理運営に関し必要な事項
（委員長）
第13条　委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。
2　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
（議事）
第14条　委員会は、委員の３分の２以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
2　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3　議長は、センターに関する重要事項については、教授会に諮るものとする。
（意見の聴取）
第15条　委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
（事務）
第16条　センター及び委員会の事務は、人文社会科学系事務部において処理する。
（雑則）
第17条　この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附　則
この規則は、平成２１年４月１日から施行する。